

組合の減少理由と破綻事例

1 組合の減少理由

対象：日本生活協同組合連合会の会員生協のうち、組合の解散を理由に、平成2年度から平成17年度までに日本生活協同組合連合会から脱退した組合。

解散事由	解散組合数		生協種別解散組合数					
			地域	構成比	職域	構成比	連合会	構成比
組合の合併による解散 (生協法第62条1項4号)	99	49.0%	90	68.2%	8	11.6%	1	100%
組合の合併による解散以外の解散	103	51.0%	42	31.8%	61	88.4%	0	0%
総会決議による解散 (生協法第62条1項1号)	87	43.1%	33	25.0%	54	78.3%	0	0%
定款に定めた存立時期の満了または解散事由の発生 による解散 (生協法第62条1項2号)	2	1.0%	0	0%	2	2.9%	0	0%
「目的たる事業の成功の不能」による解散 (生協法第62条1項3号)	3	1.5%	2	1.5%	1	1.4%	0	0%
破産手続き開始決定による解散 (生協法第62条1項5号)	7	3.5%	5	3.8%	2	2.9%	0	0%
行政庁の解散命令による解散 (生協法第62条1項6号)	2	1.0%	1	0.8%	1	1.4%	0	0%
組合員数が20名未満となったことによる解散 (生協法第64条)	2	1.0%	1	0.8%	1	1%	0	0%
総計	202	100%	132	100%	69	100%	1	100%

※組合の合併による解散以外の解散の103組合について確認したところ、行政庁の解散命令による解散2組合を除くと経営状況の悪化による解散である。

資料 日本生活協同組合連合会調べ

2 具体的な組合破綻の事例

I 解散したケース

1 法的整理によるもの

再建の見込みが立たず、支援生協も存在しないため、破産法に基づく破産処理を行った事例。なお、生協法上、破産手続開始の決定は、法定の解散事由とされている。

【具体例】 由利生協(秋田県)、三笠市民生協(北海道)、コープクリア(北海道)、臼杵生協(大分県)、津久見生協(大分県)、練馬生協(東京都)

2 任意整理によるもの

①解散前に事業譲渡を行っていないもの

再建の見込みが立たず、事業継続困難で事業譲渡も出来ずに解散した事例。組合員は出資金の範囲内で経済的負担があるが、外部債権者に対する債務は完済というケースが多い。

【具体例】 大日本インキ生協(東京都)、北越製紙新潟工場生協(新潟県)

②解散前に事業譲渡を行ったもの

拠点生協が営業権などを含む事業を譲り受け、譲渡した側の生協は解散する事例。

事業譲渡により再建費用を生み出すのみならず、日本生活協同組合連合会(日生協)が連帯基金(105億円(うち日生協拠出分55億円、会員生協拠出分50億円))で資金を貸し付け、商品代金の支払猶予や延期等の支援体制を組むこともある。

【具体例】

高崎市民生協(群馬県):コープぐんまに事業譲渡・解散、日生協から資金貸付(コープぐんまが連帯保証で完済)

東毛生協(群馬県):コープぐんまに事業譲渡・解散

下馬生協(東京都):東京マイコープに事業譲渡・解散

Ⅱ 再建したケース

1 法的整理によるもの

和議法に基づき再建した事例。

【具体例】 釧路市民生協(北海道) (※ただし、その後コープさっぽろに事業譲渡の上、解散)

2 任意整理によるもの

日生協が、連帯基金による資金を貸し付けたり、債権者の理解と協力を得て商品代金の支払猶予や延期等により資金を生み出す一方で、不採算事業の整理、人員整理、資産売却等を実施し収益性を回復させることで再建をした事例。

日生協や拠点生協(注1)が人的支援を行う場合もある。

【具体例】

コープさっぽろ(北海道): 日生協から人的支援と資金貸付

コープふくしま(福島県): 日生協から人的支援と資金貸付、東北サンネット事業連合(注2)から人的支援

秋田県北生協(秋田県): 日生協から資金貸付、東北サンネット事業連合から商品代決済支援

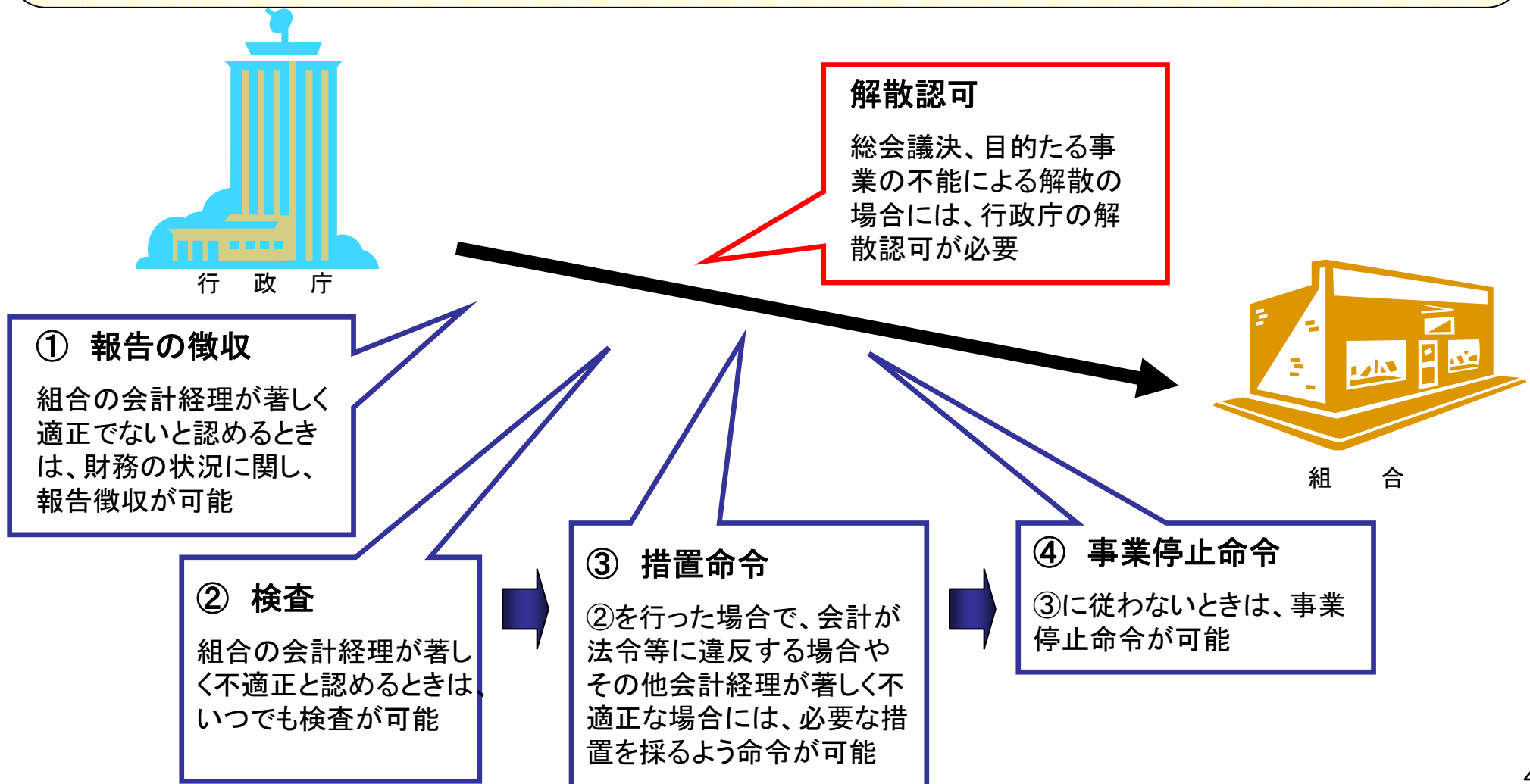
コープさが(佐賀県): 日生協から資金貸付

(注1) 拠点生協... 同じ県内の比較的に経営規模が大きく、経営状態も安定している生協。

(注2) 東北サンネット事業連合... 東北各生協で構成する生協の事業連合。共同購入事業・物流や情報システムの統合化などを推進する。

3 財政状況悪化時の行政庁の関わり

- 組合の財政状況が悪化し、破綻する場合には、組合が自主的判断により、総会議決や合併、破産手続の開始を事由とする解散を行う。総会議決による解散など、一定の場合には、行政庁の認可が必要とされている。
- また、行政庁は、その会計経理が著しく不適正と認める場合には、財務状況に関する報告徴収や検査が可能。さらに、検査結果によっては、組合が必要な措置を採るよう命令することができ、当該命令に従わないときは、事業停止命令も可能となっている。



4 合併と事業譲渡について

- 合併の場合、合併により消滅する組合の権利義務の全部が、存続する組合又は新設される組合に承継される。生協法上、組合の合併は解散事由とされており、また、当該組合は清算手続を経ずに消滅する。
- 事業譲渡の場合、譲渡生協の権利義務の全部が当然に承継されるわけではなく、個別契約により、承継範囲を定めることになる。事業譲渡後に当該組合が解散する場合には、生協法上の解散手続が必要となる。

